

Title	徳川時代の農業論
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1938
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.32, No.2 (1938. 2) ,p.153(1)- 186(34)
JaLC DOI	10.14991/001.19380201-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19380201-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

◆奉公の赤誠進るところ烈々火の如き憂國の叫びを聴け！

慶應義塾長 小泉信三著

支那事變と白清戦争

.....
定 價 三 十 五 錢
.....
送 料 六 錢
.....

内 容 目 次

忠烈なる我が將兵
明治節に際して
日清戦争と福澤諭吉

今や南京は陥落したが、戦局の前途は尙ほ遠く多難であらう。嚴冬は正に迫り來て、我が將兵が陳營行軍の勞苦は愈々痛刻となるであらう。彼等の家族遺族の艱難と寂寞と悲哀とは目を追うて愈々強く身にむすべからう。しかし吾々は吾々の祖先に愧ぢぬやうに戦はねばならぬ。また永く子孫の感謝を受け得るやうに戦を結ばねばならぬ。吾々日本人の覺悟の力の試めざるゝは寧ろ今日以後にある。些か感ずるところがあつて近作の文を茲に刊行する所以である―自序の一節―

◆戦時體制下に於ける國民必讀の好文字として本書を贈る！

芝二區三丁目一 慶應出版社

電話 三田二七九一
東京 一八五一〇番

三田學會雜誌

第三十二卷

第二號

徳川時代の農業論

野村兼太郎

徳川時代を通じて行なはれた經濟論を通観すると、その主要なもの一つは農業論である。徳川時代のやうな封建的觀念を基潮とした社會におゐて農業論が重要視されるのは極めて當然である。封建社會を基礎づけるものは土地であり、その土地の經濟的價值を決定するものは農業であつたからである。従つて徳川時代の經濟論を正當に理解するためには、先づその農業論を究明しなければならぬ。

然るにこゝに農業論と相關聯して幾多の農民論がなされてゐる。封建社會にあつては、農民なき土地は何等の經濟的價值をも有たないから、特に政治的理由から農民に關して多くの議論がなされるのは當然である。従つて農業

徳川時代の農業論

論と農民論とが密接な関係があることは云ふまでもない。しかし兩者を混淆してはならない。尙農論とされてゐるものの中には、兩者を區別しないものもあるやうである。農業を尊重する者必ずしも農民を重んずる者ではない。兩者は判然區別しなければならぬ。

元來農民尊重論は農民その人を尊重するのではなく、尊重すべき農業を行なふ者として尊重するのであるから、農業が本で農民は末であると云ふ議論もある。しかし實際の問題としてその行なふ職業又は身分を切離して、その者を尊重すると云ふことは、人間を人間として尊重すると云ふ一般的な議論を意味することになる。従つて農民に關する議論はこの點におゐてはやはり農業を營む者として取扱ひ、農業を離れて考ふべきものではない。唯農業論は主として經濟的立場から論ぜられたものであり、農民論は主として政治的立場、即ち統治者として論じたものである。それについてはなほ後に説明しよう。

この農業論に對應して當時行なはれたものは商業論である。徳川封建制が純粹の封建制度からはかなりに離れたものであつたから、(1) 相當早くから商業が問題とならざるを得なかつた。従つて商業論はこの事實の反映として種々論ぜられた。しかし徳川時代の商業論についてはすでに他の場合に詳論して置いたから、(2) こゝでは繰返さない。唯農業論と比較すると、これを行なふ商人に關する議論と密接に關係づけられてゐる點は同様である。商業論が農業論と違つて種々なる變遷があつたのも、主として商人に對する治者階級の考察の變化から生じたものであると云つてよい。理論的には商業も農業と同様に人間生活に必須なものと認めてゐるのが、當時の論者の一般であ

つた。後に述べるやうに、農業と商業との間に本末の差こそ認めてゐるが、商業は矢張り有用の業としてゐたのであつた。それがやがて尙農賤商の議論となつたのは、全く徳川封建制度の矛盾のあらはれに外ならない。當時強調された農業尊重論もこの點におゐては商業卑賤論と相對比されたものに過ぎない。唯特に農業論を強く論及せざるを得なかつたところに、當時の時代的特徴が現れてゐるのである。

この小論文におゐてはかうした農業論——特にその尊重論が如何なる理論的基礎を有してゐたか。又その結果が如何なる方面に議論を進めて行つたかを明かにし、明治以後における農業論と如何なる關係に立つかを明かにしたいと思ふのである。しかしその以前に、前に指摘したやうな理由から、農民論を一瞥して置く必要があると思ふ。

(1) 拙稿「徳川封建制と商業」(『社會經濟史學』第六卷第十號所載)參照。

(2) 本誌第二十六卷第十號に寄稿した「徳川時代における商業論の變遷」は今日では少しく論じ足りない點はあるが、なほその大體については差支へないと思ふ。ついて參照されたい。

二

農民を論じた主要な議論には大體三種ある。第一は農民は尊重すべき者であると云ふ議論で、第二は農民は憐憫すべき者とする議論、第三は農民を頑愚な者とする議論である。勿論この三つの議論は相關聯したものであつて、個々別々に取扱ふべき性質のものではない。

先づ第一の農民尊重論は先に指摘したやうに、農業尊重論に基礎を置くものである。そして古來の傳統的精神と

して相當根づよい力を有するものである。四民の初めは農民であると信ずるところに、工商を營む他の者よりも上に置くことになり、又支配階級自身さへもそれから出たものと考へ、「士ももとは農なり」と云ふこととなる。かくて農民の地位は理論的には常に優位にある。百姓は國の寶であると云ふ思想が繰返しく論ぜられる所以である。しかし實際問題として農民は士百姓として常に卑められてゐる。又その生活も事實四民の最下位にあつたと云つてよい。従つて形式的になりとも、農民を尊重し、商人を卑踐視せんと欲するのが、當時の識者の一般の考へであつた。

「郷中にも少々商賈なくして叶はざる所は、商人幾人と極め、人別帳にも御百姓とは別に於て、帳の末へ記させ、此商人は何程富たりとも、田地を取に限りて、百姓一軒前の半分とか、三分一・四分一ならでは持たすことを禁じ、いかに著姓舊族たりとも、既に商人と定る上は、小百姓の下座と定めて是を辱しむべし、其商賈の品物も民間に有無を通ずる物ばかりをゆるし、珠玉玩好の類凡民間不相應の雜物はかたく是を停止し、露顯に於ては没すべし、村の役儀より初て、人才により吏胥などに仕進する事は、御百姓よりは取上げ、商人分は遠慮ある時は、農人大に勢を得べし、(3)

この例に依つても知り得るやうに、多くの農民尊重論は當時勃興しつゝあつた商人と對比して主張せられたものである。

農民は國の本であり、寶であるに拘らず、常に艱難辛苦せざるを得なかつたことが、こゝに農民憐憫論を生むこ

とになる。農民をいたはれと云ふ議論は明かに一方農民生活の困苦を是認すると共に、他方貢租の誅求の重きに過ぐることを肯定するものである。蕃山が「百姓は年中辛苦して、作出したるものを、のこらず年貢にとられ、其上にさへたらずして、未進となれば、催促をつけられ、妻子をうらせ、田畠山林牛馬までをも、うらせてとらるれば、其百姓家をやぶりて、流浪し、行方なきものは、乞食となり、たま／＼村里にはさまり居といへども、凶年には餓死をまぬかれず云々」と述べ、(4) 宣長が「今の世の百姓といふものはいともいともあはれにふびんなるもの也」と云ふのも、(5) 何れもこれを是認してのことである。しかしそれ等は何れも感傷的同情以上に出でない。従つて「百姓も年代久しくなれ來りたる年貢の事なれば、今の定まりほどは必上るべきはづのもの」と心得居て、是を過分に多しと思はぬことなれば、ふびんながらも年貢は定まりのとほりなるべき事なれ」と云ひ、單に爲政者に出来るだけの仁政を要求してゐるに過ぎない。

右の議論の間にも明かに看取し得られるやうに、かうした憐憫論の基礎には百姓を愚なものとすることが前提となつてゐる。蕃山に「百姓たわけ(田分け)論」があるやうに、(6) 農民は愚昧なものであるから、これを教へ導く必要があることを論ずる者は甚だ多い。單に彼等は愚昧であるばかりでなく、むしろ頑愚であり、狡猾であり、横着であるとする者も少なくない。ある者は「夫れ百姓と云ふ物元來性僻にして」と云ひ、「久敷邪に入ては正法の事といへども、新規の事はたやすく得心せず」と評する。(7) あるひは又「一體百姓と云者賣買のことには至てうとく、あほうの様に見ゆれども、又田畑方のことは至て狡猾巧狡なるもの也……田畑にて人をあざむくことは又至て巧者

也、油断はならぬ也」と断定する者もある。(8)

百姓は愚鈍であるが、同時に狡猾である。樂になればするける。故に嚴重な法規を以つてこれを十分に監督し、取締らなければならぬ。これが當時の識者の農民観である。従つてこゝに「元來當代田賦の制、東照宮の御時より、百姓一年の入用夫食をつもらせて其餘を年貢に取、百姓は財の餘らぬやうに、不足なきやうに治ることなり」と云ふ議論が(9)幕末に至るまで、正當とされてゐたのである。そしてそれが極端となれば農民搾取論となり、例の有名なぬれ手拭や油粕に比較して、絞れば絞るほどとれるとか云ふ議論を生じたのであつた。その點におゐて農民憐憫論も農民搾取論も等しく農民を愚昧なりとする前提から發したものであると云へる。

以上の如く農民觀の生ずるに至つた所以を見れば、それは明かに民を愚なりとする封建的統治論から出たものである。又民は愚昧なるが故に、これを統治するのに君主が必要であるとする儒教の君主論も同一性質のものである。民は愚なるが故に、君主は仁徳を以つてこれを教化しなければならず、又それが君主の君主たる所以であつた。従つて民は仰いで上からの教導に従ふより外になかつた。かうした政治論が一般農民を愚昧な者として、かつ彼等を單に貢租を納付する道具として運命づけられた者と考へ、人間として武士などの支配階級と同一に置かなかつたのは當然である。従つて前にも指摘したやうに、農業を營むと云ふ事實を外にして、農民を尊重するなど云ふことは考へ得ないことだつたのである。

さらに單に儒教などの理論からばかりではなく、實際上におゐても農民は頑愚なりとせざるを得なかつたのである。當時の文化の發達を見れば明かに一方に偏したものであつた。農民の多數は何等の教育もなく、己が名さへ満足に記し得ない者が多かつた。大部分がさうした文化に浴する餘裕さへも與へられてゐなかつた。都市における町人階級と比較しても、その教養の程度にはかなりの逕庭があつた。加ふるに彼等の營む農業の性質として、一般に保守的であつた。變化を喜ばない。これ實際改革を行なはんとした諸民政家の實際に經驗するところであつた。一例を挙げればかの有名な二宮尊徳が小田原侯の命を享けて、下野國櫻町に至つて改革を實行するや、

「邑中の奸智佞惡のもの表は先生の指揮に隨ふが如くにして、内心之を妨げ、一事手を下す毎に故障を訴へ、或は愚民を煽動し、其事業の破壊に至らんことを謀り、荒蕪を開んとすれば、在來の田園猶耕耘の力足らず、何を以てか開田を耕すことを得んやと之を妨ぐ、加賀越後兩國の來民を撫し、家を作り田を耕す開き、器財農具衣食を與へ邑人となせば、氓民と之を賤しめ、之を侮慢し、謂はれなき難條を設け之を苦しめ他邦に走らしめ、生國を去る無賴のものを此村民となす故に早くも又走れりと嘲る、經界を正さんとすれば、古來の水帳既に失ひたりと奸人の家に隠し置き之を出さずして、經界を正すことを得ざらしむ」(10)

かくの如きは蓋し極端の例であらう。しかしその程度に大小の差違こそあれ、農民の頑愚さについては多くの政治家が辛苦を嘗めたところである。(11)かうした實踐上の經驗は一層前述の理論を裏書することになつた。そして益々農民頑愚の觀念を強めたのである。

この結果は農民抑壓論を高めることにもなつたが、他方におゐては農民誘掖論ともなつた。即ち農民をだまします

かしてよき方向はしめんとするものである。川崎の里正、田中丘隅が「夫れ百姓と云ふ物元來性僻にして、すさまじき物なり、集る時は能城を守り、散する時は郭を破る、黨を結ぶに及では、金銀珠玉を不顧して、身命をかへりみる事なし」と云ひ、「その用ひ様によりて頼母敷味方とも成り、還ておそろしき敵とも成る事、多くは其村の長たる者の人によるものなり」と断じ、「凡百姓といふ者、常に賤むべからずして、又能くいましめつべし」(12)と教へてゐるのはその一例である。

要するに徳川時代における農民の實状も又上述の如き農民觀を許容するに足るものであつたと云へよう。唯農民が何時までもこの段階に止まつてゐたか如何かは疑問である。勿論大多數の農民は幕末に至るまで殆ど同様に無自覺であつたらう。しかし漸次に發展しつゝあつた庶民階級の教養は次第に農民の間にも覺醒を促がしつゝあつたことは否定出来ない。幕府後期におゐて幾多の百姓一揆を生んだことも、この事實と前述の農民觀と相容れぬことが一つの原因となつてゐたと考へ得るであらう。

- (3) 藤田幽谷「勸農或問」卷之下、(拙編「日本經濟學說史資料」七六六頁)。
- (4) 熊澤善山「集義外書」卷之九、(「資料」四九頁)。
- (5) 本居宣長「秘本玉くしげ」上、(「資料」四六二頁)。
- (6) 蕃山、前掲書、卷之一、(「資料」四二一四頁)。
- (7) 田中丘隅「民間省要」上編卷之七、(「資料」二六一一二頁)。
- (8) 海保雷陵「或問」、(「資料」六四七頁)。

- (9) 幽谷、前掲書、卷之上、(「資料」七五八頁)。
- (10) 富田高慶述「報徳記」四四一五頁。
- (11) 拙稿「徳川時代の民政家」、(「大阪毎日新聞」昭和十一年一月廿四日—廿六日連載)参照。
- (12) 丘隅、前掲書。

三

支那の古代思想に現れた尙農思想が徳川時代の思想家に甚大な影響を與へたことは敢てこゝに贅するまでもない。當時の論者の殆どすべてが、恰も今日泰西學者の所説を引用して自己の理論を確める根據とするが如く、支那諸家の學説を引用してゐる。しかし農業の重要さを認むることは必ずしも支那學説を俟つ必要はない。人間がその生活を土地から出づる産物に依つて樹立する限り、土地に關する主要産業たる農業を重要視するのは自明のことである。偶々先進支那思想がすでに存したが故にこれを援用して、一層自己の思想を權威づけんとしたに過ぎない。徳川時代の論者が特に尙農思想を力説したのは、彼等自身農業を以つて人類生活の基本と見たが故である。

何が故に農は本であるかと云ふ議論は論ずる必要のない問題である。人間は食はなければ生きてゐられないと云ふ簡単な事實に基くものである。

「夫、人世のことわざ必本あり、末あり。其本によりて行へば、順にして成やすく、末をとりて行へば、逆にして成がたし。凡いにしへ聖人の政は、專教養の二つに出ず。農業の術は人を養ふの本也。農術くはしからざれば

五穀すくなくして、人民生養をとぐる事なし。(13)
又云ふ。

「天より人を生ずれば、又五穀を生じて人の食とす。人あれば食あり。食なければ人なし。天下豈食よりおもき物あらんや」(14)

かうした議論の例を重ねることは甚だ容易である。そしてその結果が貴穀賤貨論となり、又時に食を本とすることから、進んで唯物論的口吻をさへもらす者もあつた。しかしそれ等は眞の意味の唯物論でないことは云ふまでもなし。(15)

この單純な理由から農業を尊重すべしと云ふ議論は生じてゐる。(16) しかしさらにその根柢に萬物を發生する根源たる土地を尊重する思想を注意する必要がある。土地の生産力を如何に觀察するか、後に述ぶるが如く、議論の差違を生ずるが故である。

「土者、五行之中央以_レ黄爲_二土正色_一、在_レ卦爲_二艮_一、在_レ人爲_二脾_一、其數五者中央之數也、四時入_レ節之前爲_二土用_一也、木火金水必不_レ可_レ離_二土也_一。(17)

の如きは、五行説よりせる土地尊重論であるが、實際上土地が萬物を生み育てる源泉をなし、一見無盡藏の如く見られることが、土地を尊重せしむる原因をなしたのである。換言すれば土地の生産力の問題である。

「地力ヲ盡ストハ、土ヨリ出ル程ノ利ヲ遺サズ取盡ストイフ義也、…五穀ヲ作出スノミニ限ラズ、土ハ萬物ヲ

生ズル者ナレバ、何ニテモ五土(山林、川澤、丘陵、墳衍、原濕)ノ中ヨリ、能ク生ズル者ヲ知テ、其物ヲ取出セバ、人民ノ用ニ立チ、國ノ利トナル、今ノ世ノ人ハ、田ニナラヌ土ハ用ニ立タズト思ヒ、五穀ノ生ゼヌ土ハ、廢物也ト思フ、是大ナル誤也、土ハ民ヲ養フ者也、五穀ハ民ノ命ヲ續グ物ナレバ最上ノ寶ニテ、國トイフ國ニ五穀無クテハ叶ハヌコト勿論也、然ドモ天下ノ土地、其性様々ニテ、五穀ノ生ジ難キ處モアリ、五穀生ジ難ケレバ、必他ノ物ヲヨク生ズルコトアリ、…人ノ知慧ヲ以テ、五土ノ別レヲ辨ヘ知テ、其中ヨリ生ズル物ヲ傷害セズ、能ク長養スレバ、土地ニアル程ノ利、遺ラズ出デ、而モ之ヲ用テ盡ルコトモナシ、是ヲ無盡藏トイフ、此無盡藏ハ何レノ處ニモ有ルナレバ、其處ノ無盡藏ヲ考テ、其無盡藏ノ物ヲ取出シ、其上ニテ他所ト交易シテ、有ル物ヲ無キ物ニ換レバ、何ニテモ用度ノ乏シキコトハナシ」(18)

土地は萬物を生ずるが、土地に依つてその生産するところを異にする。この議論からすれば異なる産物を生ずる地方との交易は必要となる。問題をもつと具體的にする必要がある。日本の土地の生産力は十分であるかどうかと云ふ問題である。前掲の太宰春臺の引用文は勿論日本國內の土地の生産力は無盡藏であると云ふのである。當時一般に國內の生産力に對しては多く疑惑を抱かなかつたやうである。例へば宮崎安貞が、「國土又勝れて肥良なれば萬づ種植の類、物として成長せざるはなし」と云ひ、(19) 幕末になつても佐藤信淵の如き、「今夫萬國の地理を詳にして我日本全國の形勢を察するに、赤道の北三十度より起て四十五度に至り、氣候溫和、土壤肥沃、萬種の物産悉く満溢せざること無く」と云つてゐる。(20)

勿論これ等はその言葉のまゝに信ずることは出来ないが、一般に國內の生産物に満足してゐたと云へるだらう。このことは當時國禁であつた海外貿易禁止令にも都合のよい議論であつた。しかし實際上には國內の生産物は當時の需要を十分に満たしてゐたとは云へない。従つて未だ十分に土地の生産力が開發されてゐないことになり、地利を盡せと云ふ議論が富國の法として盛んに論ぜられ、後に述べるやうに農業技術その他の改革が考へられるやうになつたのである。林子平が國政に肝要なもの九つを掲げ、その一つを地利とし、

「地利を盡すとは、土地より生じて人の利用と成候物共を遺さず取用する事にて御座候、然るに不術にては右の地利を盡す事不_レ相成_二物にて御座候、先地より生じて候て人の利用と成候物は、穀類より大なるは無_レ之候故、人新田を開候事をば心得居候得共、田畑の外に利の有_レ之候土地を不_レ存して罷在候、當時御國中を見候に、地利を捨物にして被_レ指置_二候處數多相見え申候、地利は國政の重き事にて有_レ之候へば、ゆるがせに仕べき事にて無_レ御座候、能地利を取立候へば、大に國の富と成候事にて御座候」(21)

と云へるが如きはその代表的なものである。

(13) 宮崎安貞「農業全書」自序、「資料」一〇四頁。

(14) 室鳩巢「駿臺雜話」卷之二、「資料」二五二頁。

(15) 拙著「狹生徂徠」(昭和九年刊)に、徂徠の唯物論的傾向を論じ、徂徠の「古の聖人の法の大綱は、上下萬民皆土に在着て、其上に禮法の制度を立ること、是治の大綱也、當時は此二色缺たる所より上下困窮し、云々」の句を引用して、この一節は極めて簡単な言葉ではあるが、見方に依つては、かなり重要な意義を有するものと考へられる。即ち上下萬民を皆土に

在着けることは、後に詳述する如く、生産組織の重要な變革である。かつ禮法の制度はその上に立つものであるとする。ことは、一種の唯物史觀的觀察に基くものと云ふことが出來よう。(同書九一頁)。この最後の禮法の制度云々は、土屋喬雄氏も注意されたやうに、云ひ過ぎてゐる。勿論それに續いて、しかし彼は、云ふまでもなく、生産組織が自然必然的に發達すると考へたのではない。むしろその反對に人爲的に左右し得らるるものと考へたのである」と記してはあるが、誤解を來たす恐れがある。勿論徂徠の「其上に」の語はさう明確なものではない。ここにこれを訂正すると共に、土屋氏に感謝の意を表す。しかし狹生徂徠は唯物論的傾向の強い論者の代表的な者である。

(16) 福住正兄筆記の「二宮翁夜話」に次ぎのやうな記事がある。「翁曰凡物、根元たる者は、必卑き物なり、卑しとて根元を、輕視するは過なり、夫家屋の如き、土臺ありて後に、床も書院もあるが如し、土臺は家の元なり、是民は國の元なる證なり、扱諸職業中、又農を以て元とす、如何となれば、自作て食ひ、自織て着るの道を勤ればなり、此道は一國悉く、是をなして、差間無きの事業なればなり、然る大本の業の賤きは、根元たるが故なり、凡物を置くに最初に置し物、必下になり、後に置たる物、必上になる道理にして、是則農民は國の、大本たるが故に賤きなり、これは一見農業卑賤論の如くではあるが、それは實際に農業が卑賤視されてゐるのを見てその理由を論じたもので、本質におおては農業尊重論と變りはない。

(17) 石田春律「百姓稼稿元」第一卷(小野武夫編「石田春律集」三二頁)。

(18) 太宰春臺「經濟錄」卷五、「資料」三六〇頁。

(19) 宮崎安貞、前掲書、「資料」一〇六頁。

(20) 佐藤信淵「混同秘策」上、「資料」七一〇頁。

(21) 林子平「上書」第一、「資料」五二四頁。

四

土地から生ずる産物を無盡蔵と考へない時、殊に一定地域に人口が増大する傾向を示すやうな場合には、人口と土地の生産力とを比較して、前述の場合とは異なつた結論に到達するのは當然である。徳川時代におゐてもかなり早くから人口と土地とを問題としてゐる。しかし最初は特にさうした現象の著しかつた地方、例へば江戸の如きを中心として観察したに止まり、全国全般に亘つて考察することはなかつた。例へば徂徠が「諸國ヲ吟味セバ、地弘ク民少キ所モ有ベシ、地狭ク民多キ處モ有ベシ、左様ノ處ヲベリ合スル様ニスベシ」と云へるが如く、(22)日本國內におゐて融通し合ひ、未だ地利を盡さざる土地の存在を認めてゐた。しかしその場合でも各人がその分限を越えて物を消費する場合には不足を生ずることを指摘してゐる。

「扱上下ノ差別ヲ立ルコトハ、上タル人ノ身ヲ高ブリテ、下ヲ賤ムル意ヨリ制度ヲ立ルニハ非ズ、總シテ天地ノ間ニ萬物ヲ生ズルコト、各其限アリ、…其中ニ善モノハ少ク悪キモノハ夥シ、依レ之衣服程食物家居ニ至ル迄、貴人ニハ良物ヲ用ヒサセ、賤人ニハ悪キモノヲ用ヒサスル様ニ制度ヲ立ル時ハ、元來貴人ハ少ク、賤人ハ多キ故、少キモノヲバ少キ人用ヒ、多キモノヲバ多キ人用レバ、道理相應シ無行支、日本國中ニ生ズル物ヲ、日本國中ノ人が用テ事足コト也、此制度不立トキハ、其數夥キ賤人が其數少キヨキモノヲ使ヒ用ル故ニ、事不_レ足シテ物ノ價モ高直ニナル、」(23)

況んや人口の増加を顧慮する時には、土地の生産力にのみ依頼する樂觀論は問題となる。殊に徳川中期以後におゐ

ては不自然な人口制限が行なはれ始めた。墮胎又は「はぶく」とか「まびき」と稱して嬰兒を殺すことが一般に行なはれ始めた。單に百姓土民ばかりではなく、武士の間にさへ行なはれ始めた。これが罪惡と云ふことは當時の道徳におゐても認められてゐた。西川如見が、問びきを説明した後、

「貧窮によつて、孩兒を路傍に捨置者あり、人間の天心を失へる人ならん、畜類だにも子を捨るなし、餓死せばともに餓死すべし、何ぞ捨て、おのが命を助けんとおもへるや、」(24)

と慨嘆したのは、當時一般の餘裕ある識者の道徳觀を代表するものである。しかし後期になるにつれて、この風習は益々激しくなつた。その原因が貧窮にあることは何人もこれを認めてゐる。しかも「餓死せばともに餓死すべし」などと云つて濟して置くべき問題ではない。これに對して最も明快な解決策を提出した者は本多利明である。結局土地の生産力に限度の存することを指摘し、商業及び植民的開發の必要を力説することになる。利明の經濟論については他日これを詳論しようと思ふから、こゝには次ぎの一節を抄録するに止める。

「人倫の本は夫婦に始ると、支那の古聖人いつかいはれたれども、其詰りの教立ざるゆへに治平相續すれば、末が末程つまりて世を送り兼んことを恐て、我子を多く持てば、其子に譲りあたふべき産業もなく、そだておき後年路途に立艱難させんより、未生以前を謀るが勝なり、喰ひ潰しの口を殖さぬこそ道なりと夫婦相談合體して、出産の節竊に敷潰し、何かそしらぬ體にするを名て間引子といふ、關東より奥羽に至る十ヶ國を最多しとせり、治平相續すれば是非此弊起るなり、是亦教示制度なきゆへなり、…養育教示制度といふて外になし、近く約て

いへば何程子孫ありても、一人も間引子せず養育するとも食糧に乏からず、成長の後渡世産業に何なりとも支滞なき様、目當を仕向の教示あり、……

「夫年十五歳婦年十三歳初て一子を産む、是より隔年に子を産て、經曆三十三年の間に婦の血氣既に衰へて子を産まず、……子孫惣計七十九人、二夫婦四人にて産殖する所なり、是を父母の四人に除て十九人七分五厘を得、三十三年の間に一人にて産殖す、定則は上天子下庶人に至るまで、各之を含て人涯を保者なれば、政事善、各産業に行支なき様に介抱し養育するに於ては、三十三年の内に日本を十九倍七分五厘押廣されば、産業不足するの道理なり、勿論日本の内にも空山曠野までも新田畑に開發せんかなれども、今ある所の十九倍七分五厘は如何あるべきか……」(25)

かくて彼の海外發展論が主張される。利明のやうな議論が當時存してゐたことはむしろ異數に屬する。一般には當時の農業技術の缺陷の方が問題とされてゐた。この點については後に述べる。殊に當時海外通商が國禁であつたばかりでなく、財政収入の源泉として商業を願慮することが十分でなかつた。今次ぎにこの點を少しく觀察して見よう。

(22) 狄生徂徠「政談」卷一、「資料」二七九頁。

(23) 同上、卷二、「資料」二八五—六頁。

(94) 西川如見「百姓儀」卷五、「資料」一五五頁。

(25) 本多利明「西域物語」卷下、「資料」五五五—七頁。

五

農業を尊重する理論的基礎は結局土地からの生産物に依つてのみ人間の生活が可能であると云ふ事實にある。しかし實際の問題としては當時の支配階級たる武士の經濟生活が土地に依存してゐたと云ふことである。そして當時の論者の大部分が財源を土地に求むることを妥當とし、商業などに賦課することを不可と考へる傾向が強かつた。しかしそれは云ふまでもなく、田畠のみに限定したわけではない。屋舖地は云ふまでもなく、その他の産物に課税を主張する者は少なくない。

「租税の事、必ず田畠にのみ是を加ふると不可_レ心得也、民の所致の業に従てその租税を加ふべし、然れば民も租税を出すに利あり、或は紙油紅花蠟漆、或は栗柿等の樹木、海邊山野江河について、民のたよりある事を以て租税を定むることをよしとす、」(26)

と山鹿素行の如きは述べてゐる。しかしそこに擧げられたものは、大部分農民の副業的生産物である。勿論彼は工匠に課する征、商賈に課する権について一言してゐる。しかしそれは彼の理想とする座制の確立に依つて行なはれるに過ぎない。もしその制度が完璧でなければ、むしろ多くの缺點を生ずる。

「其制法不明時は、座を司どるの者運上を上に奉り、其利を恣にして下民其用を不得、唯高貴富人のみ其自由をなす、」(27)

かく商業への課税が多くの缺陷を有することを指摘してゐる。

概して商業への課税がある商賣の獨占の報酬又は保障として與へられることが、それ等の弊害を生ずる原因である。貝原益軒が「油薪しめ買しめ賣運上の事、公儀の御利得、又は町人等一兩人得利候故、御國中萬民の迷惑」と云へる、(28)藤田幽谷が、「一家の株と申事に罷成候へば、其者一人へ計利の歸し候て、他の商人は迷惑仕候、是は運上を取候上には有_レ之事に候へ共(29)」と云へるが如きは、何れもこれを指すのである。従つてこれを廢して自由に賣買させよと云ふ議論も出て来る。

「コレ(權即ち運上)ヲ出スモノミナ此ノ御益ヲ云立テ株ト號シ、市ノ利ヲ罔ス、洩テ賣買スルモノアレバ、マチ官衙ニ訴ヘ威ヲカリテコレヲ防グ、官ト雖モスデニ權シテ株ヲ免シ玉フ上ハイナムコトアタハズ、幾回モコレヲ正シツヒニ官人ヲ驅仕スルニ至ル歎ズベシ、マタ此ノ株ト云フモノ市中ニ我ガ意ヲ云、威ヲ震フコト甚ダシ、願ハクバ大抵ノ權金ヲ止メラレテ賣買ヲナスコト自然ニ任サルベシ、(30)

獨占價格が騰貴する傾向を有することは勿論であるが、よしそれが株と關係なく行なはれても、一般に商人への課税は物價に轉嫁されて、その騰貴を來たすものとする議論は大體當時の通説と見てよい。「其比物によりては運上を召され候といふ事出來り候ひしかば、運上に奉るべき程の價を増し加ふる事も出來りて、かしこに増しこゝに加里、日々に價貴からざる物もなく候き、(31)「諸物皆運上を経る故に、其直高くして萬人其費を蒙る事、(32)「國々ヨリ出ル諸物、多クハ地頭へ運上ヲ取ルニ、請負ノ者直段(運上金のこと)ヲ次第ニセリ上ゲテ、手前へセリ落スコト故、物ノ直段次第ニ高直ニ成也、(33)「二三十年來諸株運上の事俄に起り、其座の者は運上金を辨する事故、物

價高くせざる事を得ず、(34)等々。かく運上を否とする者が當時の論者の大部分を占めてゐる。勿論運上の制度を設けよと云ふ論者が皆無だと云ふのではない。殊に幕末に近づいて、この種の論者が現れてゐることは確かに注意に値ひすることである。例へば佐藤信淵が「凡そ錢貨・物品能く融通すべき法は、問屋仲間等の軒別運上諸役の制を立るにあるべし」と云ひ、(35)正司考祺が、「國産ハ商賈ニ致サセ、運上ヲ取ルニ如ズ」と云へるが如き、(36)兩者の立論の趣旨は全く相反するものであるが、運上を肯定する點におゐて兩者は軌を同じうする者である。しかし概してこれを云へば、これ等は例外に屬するものである。

かく商業への課税を一般に否定するとすれば、農業への課税は殊に重要視せざるを得ない。封建社會にあつて貢租が重要なものであることは云ふまでもないが、特に他の財源を理論上不可とするに至れば、一層その重要性を増加する。他方から云へば、町人が増加し、百姓が減少すれば、その財源を涸乾せしむる恐れさへある。町人抑壓論が起る所以である。故に農業尊重の眞意義は、當時の支配階級から見れば、貢租の源泉としてあつた。従つても商業が有用なる財源たることが立證されたなら、その農業尊重論は勢力を失なつてしまつたであらう。しかしそれは徳川時代には未だ立證されなかつた。明治になつて商工立國策の議論が力を得るやうになつてからである。

(26) 山鹿素行「山鹿語類」卷十、「資料」九四頁。

(27) 同上、「資料」一〇〇頁。

(28) 「益軒先生與宰臣書」、「資料」二四二頁。

- (29) 藤田幽谷「封事」第二、「資料」七五三頁。
- (30) 山片蟠桃「夢之代」卷六、「資料」五八一頁。
- (31) 「白石建議」七、「資料」一九九頁。
- (32) 室鳩巢「不亡鈔」卷之三、「資料」二三六頁。
- (33) 荻生徂徠「政談」卷二、「資料」二八七頁。
- (34) 中井竹山「草茅危言」卷之六、「資料」四九四頁。
- (35) 「物價餘論」端書、「資料」七二五頁。
- (36) 「經濟問答秘録」卷二十三、「資料」八〇五頁。

六

地利を盡すことを必要とする議論は農業の技術的改善を要求する。しかしそれよりも地利を開発し、貢租を増加せしめんとする實際的要求が一層その發展を促がした。わが國最古の農學者と云はれる松浦宗案の著、「親民鑑月集」、俗に「土居清良記」の著されたのは永祿七年であると云ふから、こゝでは暫く置くが、徳川時代になつても初期から、後期にかけて、一連の農學者の發生を見た。宮崎安貞、陶山鈍翁、大藏永常、佐藤信淵、二宮尊徳、石田梅律などはその代表的な人々であらう。今これ等の人々の農學思想を一々検討する必要はない。(37) 大體におゐて如何なる傾向を有するかを明かにすれば足りる。

これ等の農業論者の所説を見れば、理論として儒教その他の支那思想の影響を受けてゐることは明かである。宮

崎安貞の有名な「農業全書」が彼自身もその序に述べてゐるやうに、唐の農書を参照したものである。恐らく「農政全書」や「濟民要術」がその藍本となつたものであらう。又佐藤信淵の如きに至れば、その時代が幕末に近いだけに、國學や西洋思想の影響をも受けてゐる。(38) しかしこれ等の農學思想が重要であつたのは、それ等の外國思想の影響を受けた點ではなかつた。信淵の如きが新しき科學思想の影響を多少なりとも享受してゐたために、明治以後になつても、その著作が生命を有してはゐたが、農書の實際的效果と云ふ點から見れば、安貞や永常に遠く及ばない。徳川時代における農書發展の意義は實踐的なことにある。従つて安貞の「農業全書」すらも、支那書典の翻案の部分については屢々批難を免れなかつたからである。これ等の農書は前述したやうな實際的要求から出でゐる。實際的要求は百千の理論よりも卑近なる實踐を可能にすることにある。安貞の「農業全書」が甚だしく歓迎されたのは、彼の目標とするところがかうした卑近の途を農民に指示するにあつたからである。

「萬の財穀も皆耕作より出る物なり。故に農業の道其かゝる所至ておもし。然ば貴賤ともに此理に深くかゝみて専ら心を農業に留めてなをざりなるべからず。又一人耕しては十人是を食する分數ある事なれば、農業をつとむる人は心力を盡してはげむべし。抑耕作には多くの心得あり。先農人たるものは我身上の分限をよくはかりて田畠を作るべし。各其分際より内ばなるを以てよしとし、其分に過るを以て甚あしとす。又田畠は年々にかへ、地をやすめて作るをよしとす。しかれども地の餘計なくかゆる事ならざるは、うえ物をかへて作るべし。」(39) かくて彼は一方自ら耕作に従事し、實驗實證すると共に、他方諸國を巡回して老農に事を聞き、終にその書を完成

した。小野武夫博士は、「要するに安貞の農業思想は一面を支那思想に仰くと共に、實驗見聞に基く日本固有農業の智識を混融したるものであつて、兩者の割合より云へば、支那學二分、固有農法八分」と云はれてゐる。(40) 農家が採つて直ちに實踐に移し得る諸技術を指示したことが、その功績の最大なるものである。大藏永常もその著「農具便利論」の序に、

「夫農は五穀を植藝し、國家の本務たるをもて、單に是を本といふ、古聖人の語に、民は國の本本固ければ國寧とは、この事をこそいふなるべけれ、されば國家第一の急務は、何事か農業に若ものあらん哉、予嘗て諸國を遍歴して、此方彼方にて數多の農具を見聞したるに、大に便利なる器あり、又甚不便利なる器あり、若其器械不便ならむには、強壯の男子をして耕さしむるといへども、徒に力を盡し空しく勞を増て、其成就する所の五穀もまた堅實なり難し、若其器械の便利ならんには、羸弱の女兒をして耕やさしむるといふとも、大に力を省き頗る勞を減じて、其成就する所の五穀も亦堅實なり、嗚呼農業は國家第一の急務にして忽せにすべからざる者なり、(41) かくの如き技術的改良は勿論大基模の農業改革とはなり得ない。しかしその前段階であることは歐洲諸國の農業革命の歴史に徴しても考へ得らるゝことである。それは些細なことかも知れない。しかしさうした器具の改良や技術の改善がやがて巧妙なる器械や生産技術を發明させ、さうした發明がこゝに農業組織の根本的改革を惹起せしめたことを思へば、決して輕視すべきものではない。唯わが農業の特殊事情が、徳川時代にあつては勿論、その後におゐても、この段階以上に出づることを困難にした。殊に徳川時代にあつてはこの種の改良さへも十分に徹底普及せ

しむることが出来なかつたと云へよう。幾多の農業技術の改良論者が各地に輩出し、地方的には幾多の改善が一部に行なはれた。しかしそれ等は多く一部に止まり、又農民の保守的性質はそれすらも十分に實施することを妨げたやうである。古き傳統を墨守する社會にあつて新しい企ては常に多くの妨害を受ける。従つてそれ等の改良を普及宣傳する諸機關の構成はこれを明治以後に俟つより致方がなかつたのである。

(37) これ等農業論者に關し最良の紹介書は、小野武夫博士の「日本農業史序説」(改造社版、經濟學全集第三十一卷所載)である。ついで参照されたい。

(38) 佐藤信淵と西洋學、國學などとの關係については、拙稿「幕末における代表的經濟論者佐藤信淵」(本誌第三十一卷第八號)を見られたし。

(39) 宮崎安貞「農業全書」卷之一、「資料」一〇七頁。

(40) 小野武夫、前掲書、二九二頁。

(41) 「資料」六八四—五頁。

七

上述の如き個々の農業技術の改善は一部收穫の増加はあつたとしても、全體の貢租の收入には大した影響はない。農業收入に多く依存してゐた當時の支配階級としてはもつと直接に生産増加を計る必要があつた。従つて新田開發の如きが最も注目さるゝところとなつたのは當然である。事實又多くの新田が幕府を始め諸侯の手に依つて開發された。當時の經濟論者がこれについて多くの言を費したことも亦當然である。

實際上多くの弊害を生じたがためか、新田に對する批評には消極的なものが多かつた。海保青陵が備前に遊び、その新田多きを賞したところ、その地の老奴がこれは熊澤了介の事業ではあるが、多くの借金を以つてなしたことであつて、今なほその借金のために苦しんでゐると述べたと云ふ。その説に、

「新田開發と云ふことは富國金の有り餘る國のすることにて、貧國の今日の急を救ふ人のすることにあらず、如何にも土地も廣ふなり、人民も多ふなることなれども、借金も多ふなることなり、金借すに開發出来ることならば、開發すること智なり、金を借て開發すれば、利息は新田の上り高にては償はれず、富國を賑はす術にて、貧國を救ふ術にてはなし、他國の富國の心有る、能々其國の富貧、其術の遠近、人力の多少を見くらべて取掛り玉ふべきことなり、」

青陵はこれに賛して、「熊澤よき學問の人にて富國に長ぜし人なれども、此老奴の見處に却て及ばぬ處あり」と云つてゐる。(42)これは海濱の埋立新田で、投下資本が多かつたため、新田としては成功したが、營利事業としては失敗したことを意味する。當時の議論の中にはかうした缺點を指摘したものは割合に少ない。蓋し青陵の如き後期の論者にして始めて云ひ得ることであらう。新田開發を躊躇させる主要な點はむしろ他の産業を——もしくは古田を阻害することにあつた。例へば上述の如き批難を受けた蕃山すらも、

「國に田畠ばかりにて、山林不毛の地なきは、士民共にたよりあしき物なり、野は野にてをきたるぞよく候、其上新田をひらきて、古地の田あしく成所あり、よく／＼かんがへて有べき事に候、たとへさはりなく、よき新田

なりとも、君子ならば、たゞにはおこすまじ、おこさばかならず其義あるべし、義といふは、大道をこなはれて、ありかゝりの遊民のかたづけなくは、新田ををこして有付候べし、鹽濱國士の山林に過て、材木薪不自由なる時、その濱を減すべきに、鹽濱どものかたづけのために、新田ををこすべし、鹽濱五百石の人は、田地千五百石に入候ともあまり有べく候、鹽濱には人多入こむものにて侍り、如此やむことなき入かへあらでは、おこすまじきは新田なり、(43)

と云つてゐる。即ち遊民又は失職者救済のために新田を起すならばよいが、然らざる時にはむしろ他の産業を害すると云つてゐる。即ち一國の生産全體から觀察せんとするものである。この種の論者はかなり多い。

しかし事實上新田開發は行なはれてゐたし、又もし他の産業に障りがないなら、理論上も不可とすべき理由はない。従つて新田開發を是認する議論も頗る多い。その議論の根據の主たるものは將來における年貢の増收と遊民の救済とにある。但し前者については、露骨にこれを主張する者はないのは、當時の政治道徳から見ても當然である。二三その例を挙げれば、

「先天下へ號令して、村々百姓、その村々にて新田並に荒れ興しをして、外の害になるまじき處あらば、一反にても、一町にても、其百姓の力にかなふべき程おこしひらき度存候はゞ、代官へ願候て、見分の上赦さるべし。尤三年は作りとり、夫より十年迄は年貢を軽くして取るべし。」(44) さらに極端に新田開發の利益を主張するものに、

「太宰子ノ經濟録ニ新田ヲ開ケバ故田ノ障ト成ルユエ、卒爾ニ念立ツ事勿レトミエ、今豊後ニモ禁制ノ所アリ、彼地空地曠原甚ダ多ケレドモ、之ヲ禁ズルハ定テ民數寡キトミユ、故田荒ル、ト云ハ其地ニ由レリ、一般ニ決シ難シ、太宰ハ元祿時分ノ人ナリ、故田荒レテモ、一方ニ新田生ズレバ、國計ハ易ル事ナシ、又故田ハ舊來ノ田ユエ、人家近ケレバ荒ル、ベキ様ナシ、始テ開發スル者、大金ヲ費ス事ユエ、其郷ノ民數ヲ計ラザル者ナシ、庶人ノ利ニサトキ事、學士大夫ノ及ブ處ニ非ズ、上ヨリ出金サヘゼズンバ損モ無ク、中途ニ廢セバ地主ノ損ナリ、故ニ下ヨリ願ハム、山林牧畑トイヘドモ田畠トナスベシ、薪ハ藁ヲ焚テモ不自由ナシ、又他方ヨリモ買ハル、ナリ、(45)」

この議論の粗雑なことは敢て指摘するまでもない。唯新田開發を如何に欲求したかを知ることが出来、又それを欲求した理由が上の、即ち支配者の利益であつたことも覗ふに足るであらう。

遊民を救濟せんとするために新田開發をよしとする議論も少なしとしない。

「曠遠の地に數萬石新開あるべき方を見立候て、江戸中無宿の徒、並に國々追放あるべきもの、並に博奕うち三笠附などいたし候放埒もの、類を其處へ被遣、其處の竹木を被下、自分の家作を仕り、住居候て新開仕、渡世可仕候。土地により或は三年五年七年のうち無年貢たるべし。(46)」

實際に政務に與つた松平定信の如きも遊民を新田開發に利用すべきことを説いてゐる。

「土着の富民ありて遊民をやとひ開墾せんと思ふものは、又一統に戸口をはかりて田地をさづけ、其所にて富民

を以て保長とし、四五年の後、田の肥たるやせたるをはかりて貢税を納め、富民も新集の戸も一樣にすべし、かくの如くすれば遊民も業を得、曠地も其利を盡して、年を歴れば自然に富強に至るべし、(47)」

この文章は恰もかの商人請負新田を彷彿せしむるものがある。これ等の議論はやがて犯罪人や非人を植民せんとする議論と相通するところあるものである。

要するに當時の農業政策の基礎理論とも云ふべきものは、一方所謂地利を盡すことにあり、他方遊民(48)をなからしむることにあつた。勿論かくの如き理論は如何なる時代におゐても云ひ得ることではあるが、當時におゐては民を愚なりとする前提に立つて、これ等を實行し、従つて上より強制的に指導せんとした。殊に財源の殆どすべてが貢租にあるために、それが一層強く作用するに至つた。しかしこれを行なふがためには手段を必要とする。當時の農業論者は如何なる手段を提供せんとしたか。これを次ぎの問題とする。

(42) 海保青陵「善中談」資料「六一八—九頁」。

(43) 能澤了介「集義外書」卷之一、「資料」三九—四〇頁。

(44) 三輪執齋「執齋先生雜著」卷之四、「資料」三二—三三頁。

(45) 正司考祺、前掲書、卷十二、「資料」七九—八〇頁。

(46) 三輪執齋、前掲書。

(47) 松平定信「政語」資料「六五九—六六〇頁」。

(48) 遊民の意義は各論者に依つて、かなり相違してゐるが、最も普通には所謂士農工商以外の者を云ふ。此四民の外の人

倫をば遊民といひて、國土のために用なき人間なりを知るべし」(町人叢書卷之一)。さらに廣く不勞所得をとる者を指す者もある。業をばなせずしてただ金錢の上のみにて世を渡る者はみな遊民にて、「秘本玉くしげ」下と云ふ。又僧侶なども含める。「大ナル遊民ハ出家也、其類山伏虚無僧ナド云様々ノ者アリ」(十事解)。極端なものは商人をも包含させる。「遊民と申は商人などの類にて、耕さずして食ひ、織らずして着る者共之儀に御座候、是即國家之爲には實に浮蕩と申者に御座候、(富強六略)。要するに直接財の生産に屬さない者は、武士を除き、これを遊民視する傾向があつた。封建社會における當然の理論である。

八

農民を指導して土地の開発を行なふ方法としては單に行政官の人物選擇の必要を強調したものが多し。殊に初期にあつては何等かの組織又は制度に言及した者は殆どない。しかし末期に近づくにつれて、次第に農業保護又は促進の制度を論ずる者を發見することが出来る。農民の利益を計るために、農産物の販賣を官營にせんとする考へは比較的早くから起つてゐる。即ち太宰春臺の藩營論にその端を發し、次第に勢力を得て來たことは他のところで述べた。(40)海保青陵が「産物まわし」と稱し、

「今まで納屋物にして、民の自分にてまわしつきたるしるもの多かるべし、これをも上の荷にしてやりて、先き方のしきりやすい時には上にてかいあげてやりて、大荷物にして外の所へまわしてやるべきなり、もと先き方に相場をやすふ仕切るは、民の納屋物小荷物ゆへに、問屋でも蹴ることなり、又納屋物となれば、途中もてんぐ入用、てんぐ雑用のことなれば、大きに費用かゝりて損毛なり、……又自國の物を他へうり、他の物を自國へ

かい入るゝのみにあらず、他の物を他へうりてもよきことなり、……扱民の産物をまわしてやりて、上にもそのまわしてやる入用を納ると云ことが、まきあげ運上の始まりなり、これにて一體上下ともに勝手よきことなれば、是れ法の建つ方が民の勝手によきといふよふになれば、至極よきことなり、(50)

と云ふのも、その一例である。さらに佐藤信淵に至つて所謂開物の業を論じ、終に一つの體系ある垂統經濟論を構成した。しかしかくの如きは農業發展を促進せしむる手段と云ふよりも、むしろ商業論へ一つの基礎を與へたものと云ふべきである。

農民の怠惰を戒むるために、良吏をして訓戒し、監督せしむる必要は早くから認められてゐるが、その最も體系ある議論は信淵の「田畧年中行事」の記事である。その田畧の制度は全く封建的觀念の下に作られた監督制度である。(51)しかしかかる厳格な監督機關を以つてしても、實際に功績を擧げることには中々容易なことではない。もつと有効な方法が考へられなければならない。即ち各人の利己心、名譽心を刺戟して、普通以上に勞働させることが最も有効である。海保青陵の樞密賞の如きはその最も露骨なものである。

「凡そ樞密賞を行ふとならば、勝手方の役人に樞密方を兼帯さすべきなり、左様にすれば家老に一人、用人に一人あるべし、扱目付に一人、勘定奉行に一人あるべきはづなり、村方は外官の司りなり、外官は代官にて樞密方をこの人にていひつけべきなり、代官を本として大庄屋に一人、村庄屋に一人樞密方なければ、計策行はれぬなり、農方の樞密賞も、庄屋が己れが支配の百姓の内に、百姓のすべき業、すべて田畠すきなる男を見出して、何

ぞうへつけさするか、山のすそをきりひらかるか、用水・悪水の溝を工夫さすかして、それを大庄屋へ知らせ、大庄屋より代官へ表向にていひ上げて、右の百姓に賞をあとふるなり、出精して多くの田を一人で作る男など、或は内職に夜細をなふ男、凡そ己れが働きの外に働く男を賞するなり、これもやはり働くことのすきな男に吹込で、けしからず働らかせて賞をあたへるがよきなり、目に立つよふにして賞するなり、(52)

青陵はこれを以つて國を富ます法としてゐる。彼はこの外にも「かせぎましの法」と稱して、「人別に一日のかせぎをしまいて、後夜なべにかせぎをましてさするなり、一人前錢六文づつの細をなふことなり」と云ひ、それを掛銀として講を取立て、百姓の利己心を刺戟して、富の増殖を計らんとした。要するに何れも農民をして餘分の労働をなさしめんとする計畫に外ならない。

以上の如く當時の論者の農業對策は何れも從來の愚民統治主義以上に出づるものなく、農業組織の改善は云ふまでもなく、一部特志家に依つて發見された技術の改善を組織的に普及する方法を講ずるものでもなかつた。武士階級の教育については、かなり見るべき議論が現れてゐる。例へば林子平の學校開設の意見の如きはその一つである。(53) 然るに農民に對しては殆どこれを見る事が出来ない。かの開物の學を主張せる信淵の如きさへ、「凡そ農民には、農より外の業を爲すことを禁すべし、若し然せざるときは、必ず農政を墮落する者なり」とて、農民の知識を局限してゐる。しかもその農を爲さしむるに當つても、農學について知識を開發せんとするのではない。唯舊來の慣行を嚴重な監督の下に柔順に遵奉させんとしたに過ぎない。従つてかゝる意見をよし實行したとしても、眞

に農村の疲弊を救済することは出来ない。むしろ農民の労働を過重ならしめ、その疲弊を深化するに過ぎなかつたらう。

徳川時代の論者が農業改革に對して、相當強くその必要を感じてゐながら、根本的に技術の改善——例へば耕地整理その他——に十分の注意を拂はなかつたのは何故であらうか。勿論部分的にはこれに著目した者はあつた。しかし全般的にその必要を力説する者は全くないと云つてもよいからである。かくの如き状態に止まつた理由は明かにこれ等の論者の指導理念が封建的であつたからである。それから一步も出なかつたからである。支配階級出身の論者は農民の頑愚を前提として論じてゐる。農民階級出身の論者は平穩なる治世に對する感謝の念を以つてその出發點としてゐる。従つて農民の知見を開發せんとするやうな改革的意見を聞くことは出来なかつたのである。然るに明治維新と共に、一方政治上における急激な變化が起り、他方その以前から移植されつゝあつた西洋農學は急激にその重要性を増加した。次ぎに簡単にその經過を略述して、この小篇のむすびとしたい。

(49) 拙稿「太宰春臺の經濟論」(本誌、第二十六卷第二號所載)三四頁以下、及び「徳川時代に於ける商業論」(同上、第二十六卷第十號所載)九七頁以下参照。

(50) 海保青陵「稽古談」卷之五、「資料」六三九—六四〇頁。

(51) 拙稿「幕末における代表的經濟論者佐藤信淵」(本誌、第三十一卷第八號所載)参照。

(52) 青陵、前掲書、卷之四、「資料」六三八頁。

(53) 彼は國政について重要な事項を九つ擧げ、その第一を學政とし、先國政は人才を得候事を第一と仕候、然に人才は學

問より生じ候者にて御座候故、國政の第一には學政を先と仕事にて御座候」と云ひ、その「學政の事」の最初に方法を述べ、「併當時はやり候四書、小學、近思錄杯の講釋を承りたる計にては、才の生じ候事は決て無御座候、兎かく學問は朱子流も陽明流も仁齋流も徂徠流も入り不申候者に御座候、只博く書を讀候て、和漢古今の治亂興廢損益得失を知り候へば、自然と才智は生じ候者に御座候、然る故に學校所に書籍を夥敷入置候て、人をえらまず讀書仕らせ候事學政の主意にて御座候、さらにその制度を述べ、その中に「學校へは御一門衆始諸士無懈怠出席可仕旨可被仰付候、勿論倍臣凡下迄も出席不指支候旨是又可被仰出候」と云つてゐるが、「上書」第一、云ふまでもなく藩學の興隆を企てたものである。しかしながら維新直前における教育必要論の勃興は注意すべきことである。

(54) 佐藤信淵「經濟提要」卷下。

九

徳川時代の農業改革が主として老農の經驗に基く技術的改善にあつたが、この方面の活動は明治時代になつても、依然として繼承されてゐた。徳川時代の農學者の著述が祖述され、他方多くの實踐的活動が行なはれた。船津傳治平、中井太一郎、石川理紀之助等の諸老農の活動、前田正名の中央における援助などかなり顯著なものがあつた。その功績の如きも決して輕視すべきものではなかつた。しかし西洋農學の輸入と共に、それ等は漸次に勢力を失はざるを得なかつた。

佐藤信淵の如きも、すでに西洋農學の影響を受けた者ではあるが、その程度は甚だ微弱であつたと云はなければならぬ。幕末期から明治にかけての農書には、純然たる翻案書、例へば津田仙の「農業三事」(明治七年刊)の如き

もあるが、從來の農書に多少の西洋知識を附記したやうなものも少なくない。例へば河野禎造著「農家備要」(明治三年刊)の如きである。その序に、

「予嚮に奉藩命崎陽に客たる事殆十有四年、西醫般田及び悉依勃爾度等に交り、種藝の道を問ひ、苟稼穡に益ある事は謹て心に銘じ、尙且費西加學自然せみ分析含密學の學壤に本き、和漢蘭の説を集め、其宜しきを取り、農事より以て救荒醫法に至まで民間に必要な事件を記し」

と云ひ、多くの洋語を挿入してはゐるが、全體の構成は舊態を襲ふてゐる。(55)蓋し過渡期の著作と見るべきであらう。

しかし西洋農學は横井時敬、津田仙等の活動に依つて著しく進歩した。かつそれは單に自然科学の適用に依る技術の改善のみならず、それ等の技術を一般に普及し、獎勵する方法が講ぜらるゝに至つた。この點におゐる徳川時代よりも著しい進歩が見られる。私はこゝに明治政府が採用した諸種の手段を縷説する必要を見ない。唯政府の指導獎勵が各地に新しき技術の適用を見、かつこれに刺戟されて、幾多の改善が行なはれたことを指摘すれば足りる。(56)

しかし明治初年における農業改革論は依然として徳川時代のそれと同じ系統のものであつた。明治政府の勸農政策が西洋式技術の模倣的移入に急であつたために、當時の農書の多くはこれを反映するものであつた。技術の改善が土地の生産力を増大することは云ふまでもない。しかし技術の改善だけで農民を十分に救済し得ないことは、す

で徳川時代に、程度の差はあるが、實驗濟であつた筈である。偶々西洋技術の輸入に相遇し、これに眩惑されて、農業組織の改善を暫く延期したに過ぎなかつた。然るにわが國農業の特殊事情——水田耕作の如き——は西洋技術をそのままに適用することを頗る困難にした。西洋技術の翻案は間もなく行きづまらざるを得なかつた。従つてこゝに新しき農業論の發生を見るに至つた。それは農民が明治以後に自給自足的生産から商品市場を目的とする生産に轉換すると共に生じた多くの弊害をも含めて、農民救済を説くものであつた。前述せる徳川時代の封建的農業振興策とは異なつた見地から農民を救済せんとするものであつた。それは個々の技術的改善を説くものではなく、農民社會の全體的改革を要求するものであつた。明治十年代におゐてその端緒を示し、明治二十年代に至つて一層明確に現れてゐる。しかし明治時代におけるこの變化は今こゝでの問題ではない。こゝでは唯徳川時代の農業論と明治初期の農業論との連關を概論的に辿つて見たに過ぎない。

(55) 小野博士の前掲論文には「農家備要」の著者を河野碩藏とされ、著述年代を明治元年とされてゐる。著述年代は蓋しその序文に従はれたものと思ふ。因みに博士は明治以後の農學思想を二派に分けられ、一つを固有農學他を歐米農學とし、前者を又尙古派農學と名づけられ、さらにこれを二派に分ち、一を農政史學派とし、横山由潛、織田完之をその代表者とするもの、他を徳川時代からつゞく老農學派とされてゐる。同論文は「日本農業史序説」と題してはゐるが、前にも指摘したやうに、農學史として好箇の述作である。

(56) 明治初期の農業技術の輸入に關しては、小池基之「明治初期に於ける農業技術の發達」(慶應義塾經濟史學會紀要、第一册第一部所載)参照。
昭和十三年一月十八日稿

名子賦役と刈分小作

—小本川流域地方の名子制度(一)—

小池 基之

目次

- 一、序 論
- 二、小本川流域地方の自然的、地理的條件
- 三、名子賦役と刈分小作
- 四、名子制度と家畜小作 (次號)

一、序 論

「名子」とは何であるかについてはまだ明確な概念規定はなされてゐない様である。それは豊富な資料の蒐集と分析に基かなければならないのであるが、名子研究は現在資料検討の段階に止まつて居り、又現在名子の隸屬關係が極めて多様の形態を示してゐると共に名子といふ言葉も極めて多様の意味内容をもつてゐるからである。

名子賦役と刈分小作